

食安輸発0223第2号  
平成22年2月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(カナダ産大豆及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、カナダ産大豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

カナダ産大豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) THOMSEN JUNG FARMS LTD. が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、チアメトキサムに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（チアメトキサムを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：大豆
2. 原 産 国：カナダ
3. 包 装 者：THOMSEN JUNG FARMS LTD.
4. 検査結果：チアメトキサム 0.04ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29102268380号1欄）
6. 輸 入 者：兼松 株式会社